

論壇

改正植物防疫法で可能になった第三者機関による輸出検査の意義と展望

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 総括執行役
みどり戦略・スマート農業推進室長
眞岡哲夫

はじめに

筆者は専門の植物病理学を通じてレギュラトリーサイエンスに長年携わってきた。レギュラトリーサイエンスや植物防疫行政に関連する大きな動きとして、26年ぶりに植物防疫法が大幅に改正され、本年（2023年）4月に施行されたことがあげられる。ここでは、同法改正の概要を紹介し、その中から特に法改正で可能になった第三者機関による輸出検査の現状と将来の展望や課題について述べてみたい。

植物防疫法改正の背景

我が国農業をとりまく状況は、農家戸数の減少に伴う経営体あたり耕地面積の増加、担い手の高齢化など農業の産業構造の変化、人口減少と嗜好の変化による国内消費量の減少、地球温暖化、大規模自然災害など自然環境の変化があり、多面的な角度から厳しさを増している。ところが、目を海外に転じると、アジアを中心に海外の消費者の所得が向上し、日本の農林水産物・食品の潜在的購買層が増えるとともに、訪日外国人の増加等を通じて日本の農林水産物・食品の魅力が海外に広まったなどの環境変化を背景に、輸出需要が増加しており、政府は輸出額の目標を2025年に2兆円、2030年に5兆円としている。

一方、農産物輸出については、病虫害がその植物に付着して侵入することを防ぐため、輸出入時に検査や消毒・処分などの措置をとることが国際的な取り決めとなっている。また、植物防疫に関しては化学農薬に依存した防除により有害な動植物の薬剤耐性が発達し化学農薬の使用に伴う環境負荷の低減が国際的な課題となっており、農薬だけに頼らない、予防も含めた総合的な防除への移行・普及が急務となっている。このような中で、上記農林水産物・食品の輸出の促進に伴う輸出検査ニーズの増大に的確に対応する必要性が生じている。

以上の情勢の中、農林水産省では、26年ぶりに植物防疫法の大幅な改正を行った。本年（2023年）4月に施行された改正法では、輸出入検査の対象の追加、植物防疫官の権限強化、侵入調査事業の実施及び緊急防除の迅速化、「総合防除」の推進、輸出検査体制の整備、などが改正の骨子となっている。このうち、輸出入検査の対象追加では、中古農機が検査対象となり、有害植物に雑草が追加された。輸出検査体制の整備では、農林水産大臣の登録を受けた者（登

録検査機関)が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することが可能になった。また、これまで学識経験者等への意見聴取は、公聴会により実施してきたが、学識経験者の意見をより適切に政策に反映するため、公聴会を廃止し、新たに農林水産省植物防疫検討会が設けられることになった。

植物防疫法による輸出検査

日本から植物を輸出する場合は、輸出相手国が求めている植物検疫の条件に適合している必要がある。条件は相手国ごとに異なり、輸出検査では相手国が示した各条件を検査しなくてはならない。輸出相手国が要求する具体的な検疫措置としては、施設や園地の事前登録、栽培期間中の検査の実施、種子に感染するウイルスなどの遺伝子検査、くん蒸、加温処理、低温処理などによる消毒、輸出検査による合格証明書の交付などがあり、農林水産省の植物防疫官が、海港や空港、集荷地あるいは各所の検定室などで、これらの検疫要求に基づく検査を実施し、検査に合格すると合格証明書が交付され、通関などを経て輸出が可能になる。しかし、現在の植物防疫官だけの検査で処理できる量には限りがあり、輸出量の増加に伴い、近い将来検査の許容量を超過することが予想された。そのため今回、登録検査機関が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施できるように植物防疫法が改正された。

また、今回の法改正に伴い、輸出検査実施要領なども改正され、輸出検査が区分別検査(栽培地検査、消毒検査、精密検査、目視検査)と植物検疫証明書の交付のための検査に細分化された。これらの検査を登録検査機関が実施することになる。

登録検査機関の現状分析

[農林水産省のホームページ](#)*によると、これまでに登録された登録検査機関は合計 10 機関となっている(2023年9月25日現在)。機関の種別内訳は、民間4、大学3、社団法人2、国研1となっている。民間の4社のうち2社は中古自動車・農業機械の輸出業務に実績のある企業で、他の2社はヒトや食品の遺伝子検査業務等を行っている企業である。大学は国・公立大の3校でいずれも農学部系であり、既に植物病院や受託サービスとして診断業務を実施している機関もある。社団法人は検疫関連の一般社団法人、国研は種苗等の検査業務を行っている機関であった(表)。

所在地域についてみると、事務所としての登録は13件となっており、北海道から九州まで分布するが、首都圏が多い。業務内容については、前項に示した検査の区分で見ると、栽培地検査2、消毒検査3、精密検査7、目視検査5となっており、精密検査と目視検査の件数が多い。また、精密検査を行う機関のうち、ナス科・ウリ科・アブラナ科等の種子の精密検査に特化した機関が4機関あり、同様に中古農業機械の目視検査に特化した機関が2機関あった。

検査区分の対象地域をみると、栽培地検査、消毒検査、目視検査については、登録検査機関ごとに出張対応が可能な地域が指定されている。精密検査については、サンプルの送付先として所在地の情報が記載されることとされており、サンプルの送付は全国から行うことが

可能である。

表 輸出植物等の検査を行う登録検査機関

登録番号	種別	名称	事務所名	検査の区分				検査を行う区域 (地方区分)
				栽培地検査	消毒検査	精密検査	目視検査	
1	民間	株式会社JEVIC	東日本事業所ほか	○	○	○	○	全国 関東
2	大学	公立大学法人 秋田県立大学	秋田県立大学 生物資源科学部			○		東北
3	民間	ICheck株式会社	ICheck Lab	○	○	○	○	全国 関東
4	大学	国立大学法人東京大学 大学院農学生命科学研究科	東京大学植物病院			○		関東
5	国研	国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構	種苗管理センター 試験・検査部種苗検査課			○		関東
6	民間	株式会社UEJ	株式会社UEJ 行橋営業所				○	中国 九州
7	一社	一般社団法人全日検	本部業務部検査課				○	全国
8	民間	株式会社ファスマック	遺伝子検査事業部			○		関東
9	一社	一般社団法人室吾植物検疫協会	吾小牧事務所		○		○	北海道
10	大学	国立大学法人鳥取大学	農学部食料生産システム 管理学研究室			○		中国

[農林水産省ホームページ*](#)を基に筆者作成。

今後の展望と課題

農産物の輸出促進には、輸出検査の受け皿となる第三者機関が質・量共に充実することが不可欠である。今回登録された10機関は、産学官それぞれのセクターから構成されており、バランスの取れたものとなっている。この中には、ヒトの遺伝子検査のスタートアップ企業や、港湾でのくん蒸消毒を行う機関など、強みとなるキーテクを持って参入した機関もあった。今後は、異分野を含む多くの業種・業態から、それぞれの得意分野を活かした新規参入を得て、まずは需要に応えられる機関数の確保を期待したい。

これと並行して検査の質の維持・向上も重要である。改正法では登録検査機関の基準として、申請者が検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有し、基準に適した機械器具等を用いて検査を行うことを定めている。検査技法は日々進化を続けており、革新的な新技法も開発される。輸出検査に適合する新技術をいち早く取り入れ、技術的・経済的な効率化・簡便化を図る継続的な取り組みが必要である。各登録検査機関での継続研鑽(CPD:Continuing Professional Development)を進めると共に、登録検査機関全体で研鑽・教育・人材育成に取り組むことも重要である。

登録検査機関による輸出検査は、国の業務の一部代行であることをふまえ、国内・国外から信頼を得て、新産業として大きく発展して行くことを願っている。

* https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/keneki/yusyutu_kensakikan.html